

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年7月7日  
香川県知事 浜田 恵造

1. 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所		オリックス株式会社 東京都港区浜松町二丁目4番1号											
大規模小売店舗の名称及び所在地		エブリイ宇多津店 香川県綾歌郡宇多津町浜四番丁45番6ほか											
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">小売業者</th> <th rowspan="2">住所</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>代表者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社エブリイ</td> <td>代表取締役 岡崎 浩樹</td> <td>広島県福山市南蔵王町一丁目6番11号</td> </tr> </tbody> </table>			小売業者		住所	名称	代表者	株式会社エブリイ	代表取締役 岡崎 浩樹	広島県福山市南蔵王町一丁目6番11号	
小売業者		住所											
名称	代表者												
株式会社エブリイ	代表取締役 岡崎 浩樹	広島県福山市南蔵王町一丁目6番11号											
大規模小売店舗の新設をする日		平成30年1月25日											
大規模小売店舗内の店舗面積の合計		1,056平方メートル											
大規模小売店舗の施設の	駐車場の位置及び収容台数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>位置</th> <th>収容台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>店舗西側・南側(添付図面3に記載のとおり)</td> <td>39台</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>39台</td> </tr> </tbody> </table> <p>※駐車場整備台数128台の内39台を来客用の届出駐車台数、1台を自動二輪車兼用の駐車台数、20台を従業員共用の駐車台数、68台を臨時駐車台数とする。</p>			No.	位置	収容台数	1	店舗西側・南側(添付図面3に記載のとおり)	39台	合計		39台
	No.	位置	収容台数										
1	店舗西側・南側(添付図面3に記載のとおり)	39台											
合計		39台											
駐輪場の位置及び収容台数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>位置</th> <th>収容台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>店舗西側(添付図面3に記載のとおり)</td> <td>10台</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>10台</td> </tr> </tbody> </table> <p>※駐輪場整備台数30台の内10台を来客用の届出駐輪台数、10台を従業員共用</p>			No.	位置	収容台数	1	店舗西側(添付図面3に記載のとおり)	10台	合計		10台	
No.	位置	収容台数											
1	店舗西側(添付図面3に記載のとおり)	10台											
合計		10台											

配置に関する事項		の駐輪台数、10台を臨時駐輪台数とする。												
	荷さばき施設の位置及び面積	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>位置</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>店舗東側(添付図面3に記載のとおり)</td> <td>23平方メートル</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>23平方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	No.	位置	面積	1	店舗東側(添付図面3に記載のとおり)	23平方メートル		合計	23平方メートル			
No.	位置	面積												
1	店舗東側(添付図面3に記載のとおり)	23平方メートル												
	合計	23平方メートル												
	廃棄物等の保管施設の位置及び容量	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>位置</th> <th>容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>店舗東側(添付図面3に記載のとおり)</td> <td>20立方メートル</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>20立方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	No.	位置	容量	1	店舗東側(添付図面3に記載のとおり)	20立方メートル		合計	20立方メートル			
No.	位置	容量												
1	店舗東側(添付図面3に記載のとおり)	20立方メートル												
	合計	20立方メートル												
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	<table border="1"> <thead> <tr> <th>開店時刻</th> <th>閉店時刻</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前8時00分</td> <td>午後12時00分</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	開店時刻	閉店時刻	備考	午前8時00分	午後12時00分							
	開店時刻	閉店時刻	備考											
	午前8時00分	午後12時00分												
来客が駐車場を利用することができる時間帯	<table border="1"> <thead> <tr> <th>駐車場No.</th> <th>駐車可能時間帯</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>午前7時30分から午前10時30分まで</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	駐車場No.	駐車可能時間帯	備考	1	午前7時30分から午前10時30分まで	-							
駐車場No.	駐車可能時間帯	備考												
1	午前7時30分から午前10時30分まで	-												
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	<table border="1"> <thead> <tr> <th>駐車場No.</th> <th>出入口の数</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1</td> <td rowspan="3">3箇所</td> <td>出入口No.1: 駐車場北西側(添付図面3に記載のとおり)</td> </tr> <tr> <td>出入口No.2: 駐車場東側(添付図面3に記載のとおり)</td> </tr> <tr> <td>出入口No.3: 駐車場南側(添付図面3に記載のとおり)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3箇所</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	駐車場No.	出入口の数	位置	1	3箇所	出入口No.1: 駐車場北西側(添付図面3に記載のとおり)	出入口No.2: 駐車場東側(添付図面3に記載のとおり)	出入口No.3: 駐車場南側(添付図面3に記載のとおり)	合計	3箇所			
駐車場No.	出入口の数	位置												
1	3箇所	出入口No.1: 駐車場北西側(添付図面3に記載のとおり)												
		出入口No.2: 駐車場東側(添付図面3に記載のとおり)												
		出入口No.3: 駐車場南側(添付図面3に記載のとおり)												
合計	3箇所													

※出入口No.2は出口専用、出入口No.3は

		入口専用である。	
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	荷さばき施設No.	荷さばき可能時間帯
		1	午前6時00分～午後10時00分

2. 届出年月日

平成29年6月16日

3. 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び宇多津町まちづくり課
縦覧期間	平成29年7月7日から平成29年11月7日まで

4. 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成29年11月7日まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び宇多津町まちづくり課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ